

# 大学改革の動向と獣医学教育改革の方向性

名子 学†（文部科学省高等教育局専門教育課企画係長）



## 1 はじめに

近年、我が国の高等教育は、「教育の質保証」を中心的な課題として、教育改革の取り組みが進められている。中央教育審議会は、平成17年に「我が国の高等教育の将来像」(答申)をとりまとめ、大学の使命の明確化や機能別分化など、自主的・自立的な大学改革を促すとともに、平成20年の「学士課程教育の構築に向けて」(答申)においては、従来の大学教育が体系的になされていないという課題を踏まえ、教育課程の編成・実施方針の明確化や教育内容・方法の改善などによる学位プログラムの構築、大学間連携の充実による教育体制の充実などにより、学士課程教育の充実を図るよう、各大学に求めている。

このような流れの中、獣医学教育の質保証をテーマとして、文部科学省の下に「獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議」(以下、「協力者会議」)が設置され、獣医学教育における学部教育の改善・充実に向けた検討が進められることとなった。

今回の協力者会議では、①社会的ニーズ等に対応した教育内容の在り方、②教育の質保証の在り方、③教育研究体制の在り方が主な調査研究協力事項とされ、平成20年12月に第1回会議が開催されて以来、これらの多岐にわたる論点について、約2年半にわたって議論が行われ、平成23年3月、報告書がとりまとめられた。

報告書の特徴は、「現場の最前線で活躍できる高度な実践力を有する獣医師の養成」と「国際水準の獣医学教育の実現」を目的に掲げ、その達成に向けて、今後の改革の具体的事項と、主な事項の工程表が示されている点にある。

本稿は、獣医学教育改革の現在の動向を解説するものであるが、協力者会議の報告書の概略を述べるとともに、これまでの会議の状況や高等教育改革の動向、現在の獣医学教育改革の取り組み状況等について説明することで、読者に現在の獣医学教育改革の取り組みについてご理解をいただき、今後の教育改革へのより一層のご協

力をお願いするものである。

## 2 協力者会議の報告書の概要とその位置づけ

協力者会議は、平成20年12月から平成23年3月まで、計12回にわたって検討が行われた。その中で、現在の獣医学教育を取り巻く状況、教育が抱える課題について様々な指摘がなされている。

(協力者会議の報告書、各回の配布資料、議事録等については、HPを参照されたい。  
URL : [http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/koutou/037/index.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/037/index.htm))

協力者会議報告書『「今後の獣医学教育の改善・充実にについて」意見のとりまとめ』(以下、「報告書」)は、獣医学教育の改善・充実に検討するにあたって、以下の点を考慮するように求めている。

- ①人獣共通感染症や新興・再興感染症への対応、動物や畜産物等の輸出入の拡大に対応した防疫需要の増大などのグローバル化に伴う新たな課題、食の安全への対応、伴侶動物の獣医療の多様化・高度化など、社会ニーズに対応した人材の高度化の必要性
- ②OIE(国際獣疫事務局)において世界各国の獣医師が共通して備えるべきコンピテンシーリストについて検討されるなど、獣医師養成の国際的通用性の確保
- ③産業動物臨床獣医師や公務員獣医師の確保に向けた取り組みの充実や、実践力を有する獣医師を養成するための教育内容の改善など、我が国獣医師の現状を踏まえた対応
- ④高等教育の国際的通用性を保持するための質保証システムの構築など、我が国の大学教育改革を踏まえた対応

ことに、③については、宮崎県における口蹄疫の発生や各地での鳥インフルエンザの発生など、我が国に大きな被害をもたらされたこと、そして、産業動物獣医師や公務員獣医師の確保、臨床実習等の教育内容の強化や教育研究体制の充実等が国会において課題として指摘されるなど、国民的・社会的な関心が寄せられることとなった。

† 連絡責任者：名子 学 (文部科学省高等教育局専門教育課)

〒100-8959 千代田区霞が関3-2-2 ☎03-6734-2501 FAX 03-6734-3389 E-mail: nago@mext.go.jp

このような状況を踏まえ、報告書では、現場の最前線に活躍できる高度な実践力を備えた獣医師の育成が大学の喫緊の課題・責務であるとして、教育改革の取り組みを求めている。

また、報告書では、我が国の獣医学教育の現状について、「教育内容に関する小委員会」が指摘した各大学の教育内容、体制に関する課題を基に、次のように整理をしている（小委員会の指摘については、後述の4を参照）。

- ①最低限共通的に教育すべき内容を十分に教育できていない大学がある
- ②新たな分野（獣疫学、動物行動治療学等）への対応が十分取れていない
- ③将来のキャリアと学びを関連づける教育に課題がある
- ④獣医師として求められる実践的な力を育む教育（実習科目や応用系・臨床系の講義科目等）に課題がある
- ⑤獣医師養成課程の規模の小さい大学に課題が多い

これらの新たな社会的ニーズや国際的動向への対応、そして、我が国の獣医学教育の抱える課題を解決しつつ、国際水準の獣医学教育を実現するため、報告書では、以下の基本的方向の下、教育改革を進めることを提言している。

- ①モデル・コア・カリキュラムの策定等による教育内容・方法の改善促進
- ②自己点検・評価の実施や分野別第三者評価の導入など、獣医学教育の質を保证する評価システムの構築
- ③共同学部・共同学科の設置など大学間連携の促進による教員の確保を含めた教育研究体制の充実
- ④実習室等の教育環境及び附属家畜病院の充実や、外部専門教育機関との連携による臨床教育等の充実
- ⑤共用試験の導入に向けた検討

モデル・コア・カリキュラムは、獣医学教育における共通的な到達目標を設定し、学習すべき内容を明示するとともに、6年間で教えるべき3分の2程度の内容を提示することとしており、大学において共通に修得すべき内容を明確にし、学生の偏りのない学習を確保する上で有効な取り組みとなる。

さらに、モデル・コア・カリキュラムの実施はもとより、各大学が教育理念の実現、地域や社会のニーズへの対応に向けた教育内容を実施するためには、より一層の教育研究体制の充実が必要であるが、これには、共同学部の設置等の大学間連携や外部機関等との連携・協力が有効となる。

そして、これらの取り組みを評価する分野別第三者評価を導入することで、各大学が自律的な改善に取り組むこととなる。

さらに、共用試験は、他者の所有する飼育動物に対して診療行為を行う臨床実習に入る前に、学生の知識を評価するものであるが、モデル・コア・カリキュラムのうち、臨床実習に入る前に修得すべき内容に合わせることでされており、これにより臨床実習の学生の事前評価についてより公平性・透明性が確保できること、そして、社会的信頼が獲得しやすくなることが期待される。

これらの取り組みについて報告書は、それぞれが独立するものではなく、有機的に関係づけられ、自律的な教育改善を促す質保証システムを構成しているものであるとの理解に立って、着実な実行を進めることが必要であると、改革の工程を示すとともに（図1）、一連の取り組みを全国の獣医学関係者の総意のもと、スピーディーに推進していくことが必要であるとしている。

今回示された工程表は、報告書において、各大学及び関係団体に対して、その速やかな実行を強く期待しているが、ことに、文部科学省に対しても、「OIEにおける獣医学教育を巡る議論なども踏まえつつ、本意見とりまとめに基づき、関係省庁と連携しながら、獣医学教育改善・充実を図るため、各大学の取り組みの成果を検証し、結果を公表するなど、その確実な取り組みを推進していく必要がある」として、文部科学省が、責任を持って、この工程表の実現に向けた取り組みを推進していくことが求められている。これを踏まえ、文部科学省では、今後の獣医学教育改革の取り組みをしっかりと進めていく所存である。

### 3 近年の大学改革の動向

今回の協力者会議の提言は、獣医学教育における教育の質の保証を中心テーマとしているが、冒頭に述べたように近年の大学改革の動向を踏まえたものとなっている。

ことに、近年、中教審では、

- ①学位プログラムの確立、公的な質保証システム（認証評価等）の改善など、教育の質の保証・向上の推進方策
- ②大学のミッションの明確化、大学間連携の促進など、大学の機能別分化の推進
- ③大学の組織・経営基盤の強化

以上の3つが、大学改革の主要課題として議論されている。中でも、学生の国際的な流動性の高まりや国境を越えた教育の質保証の潮流を踏まえて、各大学では、体系的なカリキュラムの整備とそれに沿った教育の実施、修得すべき専門的知識・技能の明確化が不可欠となっており、学位プログラムの確立が重要な課題となっているところである。

学士課程教育の充実に関しては、平成20年に中央教育審議会が、学位授与方針の明確化、体系的な教育課程

# 「今後の獣医学教育の改善・充実方策について」意見のとりまとめ（概要）

— 平成23年3月 獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議 —

## 1 獣医学教育を取り巻く状況の変化

→現場の最前線で活躍できる高度な実践力を備えた獣医師の養成が、獣医学教育の喫緊の課題・責務

- ① 社会ニーズに対応した人材の高度化  
(口蹄疫や鳥インフルエンザ・BSE等の発生、獣医療の多様化・高度化)
- ② 獣医師養成の国際的通用性の確保  
(国際獣疫事務局において獣医師が備えるべきコンピテンシーリストが検討)
- ③ 我が国の獣医師の現状を踏まえた対応  
(産業動物分野等の魅力向上、高度な実践力を有する獣医師養成が必要)
- ④ 我が国の大学教育改革を踏まえた対応  
(高等教育の質保証が重要な課題、医学等における質保証の取り組み例)

## 2 獣医学教育の各分野の現状と課題

→平成21年3月「教育内容に関する小委員会」を設置し、16大学の教育内容・教育研究体制を分析

- ① 最低限共通的に教育すべき内容を十分に教育できていない大学がある
- ② 新たな分野（獣疫学、動物行動治療学等）への対応が十分取れていない
- ③ 将来のキャリアと学びを関連づける教育に課題がある
- ④ 獣医師として求められる実践的な力を育む教育（実習科目や応用系・臨床系の講義科目等）に課題がある
- ⑤ 大学ごとの分析として獣医師養成課程の規模の小さい大学に課題が多い

○平成16年7月の「国立大学における獣医学教育の充実・改善方策について」を踏まえた各大学の取り組みの成果の検証と、更なる検討の必要性

## 3 獣医学教育改善・充実の基本的方向性とその具体的方策について

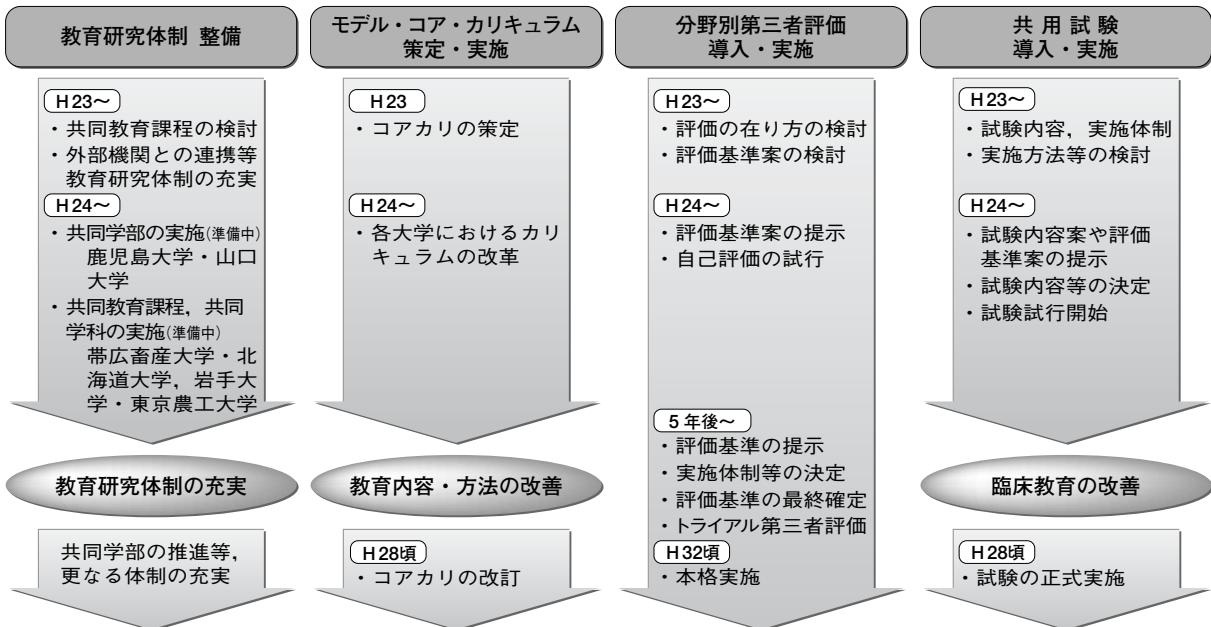
以上の課題を解決しつつ、国際水準の教育を実現するためには、全国の獣医学関係者の総意のもと教育改革の取り組みをスピーディーに推進することが必要

- ① モデルコアカリキュラムの策定等による教育内容・方法の改善促進
- ② 自己点検・評価の実施や分野別第三者評価の導入など、獣医学教育の質を保证するため評価システムの構築
- ③ 共同学部・共同学科の設置など大学間連携の促進による教員の確保を含めた教育研究体制の充実
- ④ 実習室等の教育環境及び附属家畜病院の充実や、外部専門機関等との連携による臨床教育等の充実
- ⑤ 共用試験の導入に向けた検討（診療行為に参加する学生の事前評価について社会的信頼を得る仕組みを構築）など

## 国際水準の獣医学教育の実施に向けた改革工程（イメージ）

※工程に示した期間は医学・薬学の事例を参考にして、あくまで目安として示したものである。

### H23 獣医学教育の改善・充実のための調査研究協力者会議による提言



充実した獣医学教育の実施、自律的な教育改善を促す質保証システムの構築

※各大学の取り組みの成果を検証し、結果を公表するなど、その確実な取り組みを推進していく必要

## 国際水準の獣医学教育の提供

図1 「今後の獣医学教育の改善・充実方策について」意見のとりまとめ（概要）

# 「学士課程教育の構築に向けて(答申)」の概要(平成20年12月)

| 現状・課題  | 改善方策の例  |
|--|---|
| <b>① 「学位授与の方針」について</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主要国では「何を教えるか」から「何ができるようになるか」へ</li> <li>・一方、我が国の大学の教育研究の目的は抽象的</li> <li>・学位授与の方針が、教育課程や評価を律するよう機能していない</li> <li>・大学の多様化は進んだが、最低限の共通性が重視されていない</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・大学は、学位授与の方針を具体化・明確化し、公開</li> <li>・学位授与の方針と学位審査の客観性を高める仕組み</li> <li>・学修の成果を重視した大学評価</li> <li>・中教審として、大学の参考指針として「学士力」を提示</li> </ul> <div data-bbox="863 465 1396 667" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>「学士力」の主な内容</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 知識・理解（文化、社会、自然等）</li> <li>② 汎用的技能（コミュニケーションスキル、数量的スキル、問題解決能力等）</li> <li>③ 態度・志向性（自己管理能力、チームワーク、倫理観、社会的責任等）</li> <li>④ 総合的な学習経験と創造的思考力</li> </ul> </div> |
| <b>② 「教育課程編成・実施の方針」について</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学修の系統性・順次性が配慮されていないとの指摘</li> <li>・学生の学習時間が短く、授業外を含めて45時間の学修を1単位とする考え方が徹底されていない</li> <li>・成績評価が教員の裁量に依りし、組織的な取り組みが弱いとの指摘</li> </ul>                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・順次性のある体系的な教育課程を編成（ナンバリング等）</li> <li>・国は分野別のコア・カリキュラム等の作成を支援</li> <li>・学生の学習時間の実態を把握した上で、単位制度を実質化</li> <li>・成績評価基準を策定し、GPA等の客観的な評価基準を適用</li> </ul>   |
| <b>③ 「入学者受入れの方針」について</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ユニバーサル段階を迎え、入試によって大学の入口管理を行うことが困難（一方、特定の大学をめぐる過度の競争）</li> <li>・総じて、学生の学習意欲の低下や目的意識が希薄化</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・大学は、大学と受験生のマッチングの観点から入学者受入れ方針を明確化、また、入試方法を点検し、適切な見直し</li> <li>・初年次教育の充実や高大連携を推進</li> </ul>  |
| <b>④ その他の課題</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・FDは普及したが、教育力向上に十分つながっていない</li> <li>・主要国は、大学団体が質保証に大きな役割を果たすが、我が国では低調</li> <li>・学士課程教育の充実に向けた財政支援が不可欠</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・教員、大学職員の研修の活性化、教員評価での教育の重視</li> <li>・大学団体の質保証活動の充実、学術会議の分野別質保証の検討</li> <li>・財政支援の強化と説明責任の徹底</li> </ul>  |

図2 「学士課程教育の構築に向けて(答申)」の概要

の編成、入学者受入れ方針の明確化や入試方法の見直し、大学教員のFDの充実などを内容とする答申をとりまとめている(図2)。この提言を踏まえ、文部科学省は、大学設置基準を改正し、平成20年から、①人材養成目的の公表、②シラバス・成績評価基準の明示、③教育内容等の改善のための組織的な研修・研究の義務化を進めているところである。

各大学においても、提言を踏まえた学士課程教育の充実に向けた各種の取り組みを積極的に進めており、例えば、

- ①学部・学科の教育研究も明示を義務化し、体系的な授業編成の促進(H20～)  
全授業科目のシラバス作成：  
▽H19年96%の大学が実施
- ②授業の方法・内容、評価基準を学生に示すよう義務化(H20～)  
GPAにより厳格な成績判定を行う大学：  
▽H12年10%→H19年41%

③教員の教育面の業績評価の進展(大学の実施率)  
▽H16年28%→H19年46%

④7年ごとに全大学が外部評価(認証評価)を実施  
▽H22年までに全大学が認証評価を受け、結果を公表

(出典)文部科学省「大学における教育内容の状況について」を基に作成

などの取り組みを進めてきたところである。

このように大学教育の実質化に向けた改革の取り組みは進んでいるものの、実際に大学教育が充実したものとなっているのかについて、問題視する声もある。例えば、日本の大学教育については、

①学生が自分で学習する時間が少ない。

大学設置基準の想定している学習量(授業、授業関連学習含む)は8時間であるが、日本の学生の学習時間は、4.6時間であり、国際基準の半分ほどしかない。

特に、授業に関連する学習の時間が圧倒的に低い

## 教育情報の公表の促進

各大学が公表すべき教育情報（学校教育法施行規則を改正）

| すべての大学を対象とする教育情報  |  |
|---|--|
| <b>1 すべての大学で公表すべき事項</b>   |  |
| (1) 教育研究上の目的（学部・学科・課程等ごと）   |  |
| (2) 教育研究上の基本組織（学部，学科，課程等の名称）  |  |
| (3) 教員組織，教員数（男女別・職別），教員の保有学位・業績   | →<br>○外国人教員数，研究成果の生産性や水準（論文数・論文被引用数等）<br>○教員当たり学生数（フルタイムとパートタイム教員）                             |
| (4) 入学受入方針，入学者数，収容定員，在学者数，卒業者数，卒業後の進路（進学者数，就職者数，主な就職分野等）                      | →<br>○各授業の平均学生在籍数<br>○学生の卒業率，学位授与件数  |
| (5) 授業科目の名称，授業の方法・内容，年間授業計画   | →<br>○ナンバリングとシラバス（学内で共通化）<br>○インターンシップの機会  |
| (6) 学修成果の評価の基準，卒業認定の基準  | →<br>○英語による授業のみで学位を取得可能なコースの設置状況<br>○学生交流や単位互換，ダブル・ディグリー等の実績<br>○単位認定，学位認定，成績評価の基準（大学としての統一方針） |
| (7) 校地，校舎等の施設・設備その他の教育研究環境（キャンパス概要，運動施設の概要，課外活動の状況とその他のための施設，休憩を行う環境，主な交通手段等） |  |
| (8) 授業料，入学料その他の費用徴収，寄宿舎・学生寮等の費用，施設利用料等  |  |
| (9) 学生の修学，進路選択，心身の健康等の支援（留学生支援や障害者支援等の様々な学生支援を含む）                             | →<br>○留学生への支援の状況（留学生の学位取得状況，卒業後の就職状況）  |
| <b>2 公表に努めるべき事項</b>   |  |
| ○教育課程を通じて修得が期待される知識・能力体系（どのようなカリキュラムに基づき，どのような知識能力を身に付けるか）                    | →<br>○明確な方針に基づく教育課程とその水準<br>修得すべき知識・能力の明確化と，それを体系的に修得できる教育課程                                   |

図3 教育情報の公表の促進

（理工農系の平均で1.8時間で，設置基準の要求する5.3時間に全く足りていない）。

②教員の授業数は多いが，授業の密度が低い。

教員が一学期に担当する授業コマ数は約8コマとなっており，かつ，ゼミ論文指導等の少人数教育が多い。

一方で，研究にかける時間に対して（国立5時間，私立4.5時間），教育にかける時間は少ない（2.8時間）。

等の課題も指摘されており（中央教育審議会大学分科会大学教育部会第4回（平成23年8月22日）委員配付資料より），学士課程教育の実質化に向けて，一層の取り組みが求められる。

(1) 機能別分化の推進と教育情報の公表

教育の質保証を進めていくにあたって，各大学が，全ての機能を一律に備えようとするのではなく，それぞれ

の個性や特性を踏まえて機能別分化を促進していくことも重要である。平成17年の「我が国の高等教育の将来像」においては，①世界的研究・教育拠点，②高度専門職業人育成，③幅広い職業人育成，④総合的教養教育，⑤特定の専門的分野（芸術，体育等）の教育・研究，⑥地域の生涯学習機会の拠点，⑦社会貢献，以上の7つの方向性が示されており，各大学は，いくつかの機能に比重を置きながら，自主的・自律的に，そして，緩やかに機能別に分化していくことが求められている。

また，大学の機能別分化を進めるにあたっては，各大学がどのような教育研究を目指すのか，自らの使命を明確化すること，そして，それらの取り組み状況が外部から十分に見えるよう，教育情報の積極的な公表が重要なカギとなる。

教育情報の公表について文部科学省は，平成22年6月，各大学が教育目標や活動状況をわかりやすく公表し，外部から適切な評価を受けながら，教育水準を向上

するための制度（学校教育法施行規則）を改正した。教育情報の公表は、大学教育を「どの大学を卒業したか」ではなく、「どのような教育を受けて、何を修得したのか」に転換するための基礎的なインフラというべきものであり、国内外の優れた学生を獲得する上でも不可欠な取り組みである。公表が求められる情報については、公的な教育機関として公表が義務化される情報、公表に努めるべき情報、国際競争力の向上のために公表が求められる情報（義務ではなく大学の参考指針）とに分けられている（図3）。今回の制度改正は、平成23年4月から施行されており、この取り組みを通じて、我が国の大学教育の質保証が進み、教育内容の一層の充実が図られることが期待される。

（本件の制度改正の趣旨等については、平成22年6月16日付文部科学省通知を参照。  
URL : [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/kouhyou/1295576.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/kouhyou/1295576.htm)

## (2) 大学改革の今後の動向

第6期中央教育審議会では、検討課題として、冒頭に述べた①大学教育の質保証、②大学の機能別分化、③経営基盤の強化について、引き続き検討することとしている。また、さらに取り組むべき論点として、④大学教育のグローバル化が取り上げられている。

特に、大学教育のグローバル化については、産業界や社会からの関心が高い事項であるとともに、EUにおけるポローニャプロセスの進展を踏まえ、アジアにおいても、日中韓 Campus Asia 構想や ASEAN における連携など、国際的な大学間連携の取り組みが進展しており、教育の質保証という観点から、一大学を越えて、国レベルでの取り組みが求められる段階となっている。

獣医学教育においても、OIEにおけるミニマムコンピテンシーに関する議論の動向などを踏まれば、グローバル化は、今後の主要な論点の1つとなろう。

### 4 協力者会議における議論の経過

次に、協力者会議での議論を紹介する。協力者会議では、冒頭述べたように、大学改革の動向を踏まえ、調査研究事項として、教育内容・方法の改善、質保証システムの構築、教育研究体制の充実等が掲げられているが、これまでの教育改革の結果を踏まえ、どのようにして改革を進めるかが争点となった。

ここでは、平成16年以降の各大学の教育改善の検証結果、報告書の主要な論点となる教育内容・方法の改善や、教育研究体制、評価システムの在り方などに関する議論を紹介する。

（以下、委員の指摘は、当方の判断で、会議資料、議事録等から引用、抜粋した。具体的な議論を把握されたい方は、先述した協力者会議HP上に掲載された各資料を参照されたい。

## (1) 平成16年7月「国立大学における獣医学教育の在り方」の検証

平成16年7月に提出された「国立大学における獣医学教育に関する協議会」提言は、国立大学の独立行政法人化を踏まえ、今後の国立獣医系大学の在り方についての方向性を示した報告書である。大学間の連携や自主努力による教育体制の充実、附属家畜病院等の充実などが提言されている。今回の協力者会議では、平成16年報告を踏まえた各大学の取り組みの検証を行ったが（図4）、全般的に教育改善の取り組みが進められているものの、特に教育体制の充実という点を中心として、各大学の自主努力だけでは限界があり、改革が必ずしも進んでいるとは言い難いとの結果が提出された。

例えば、大学間連携については、3大学において総合臨床実習など一部の授業科目について他大学の学生の受入れ事例はあるものの、他の授業科目の連携がないなど、全体として大学間連携が十分に進んでいるとは言いにくい状況にあった。

また、自主努力による教育体制の充実については、一大学で、10人程度の教員の増加を図った事例があったものの、全学的な人員削減の観点から専任教員が減少した大学が2大学であったことなどが報告されている。

さらに、附属家畜病院の機能の充実については、各大学の病院において専任教員が1, 2名にとどまり、無給研修医で対応せざるをえない大学が3大学あるなど、臨床実習の主たる場として十分な体制が整えられているとは言い難いとの評価がされたところである。

### (2) 協力者会議での主な議論の状況①

#### — 教育内容に関する小委員会分析 —

協力者会議では、教育改革をいかに実行的に進めていくのか、という観点にたって検討を進めることとし、まずは、教育内容に関する小委員会を設置して、知識・技能の育成を保证する教育内容が、我が国の獣医系大学において、十分に教育されているかという観点から現状を検証することとし、そして、その結果を踏まえた上で、教育研究体制の整備などの改善方策の検討を行うこととなった。

まず、教育内容の現状については、協力者会議では、委員から以下のような課題が指摘されている。

○獣医学教育を6年制にしたのは、臨床教育と公衆衛生教育を充実するためだったが20年間で状況が悪くなった

○欧米では最終学年にポリクリニック実習を中心とす

# 「国立大学における獣医学教育に関する協議会」提言(平成16年)の実施状況

## 1 協議会提言の主な内容

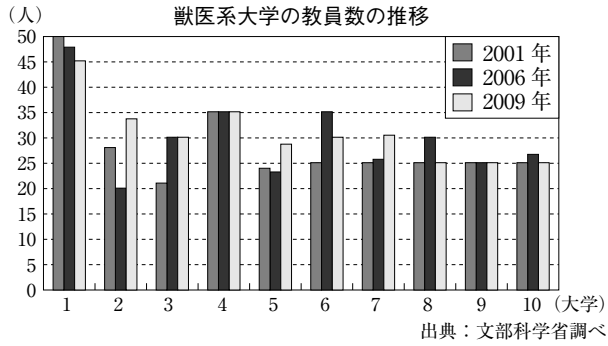
- ① 大学間の連携協力による充実
- ② 教育研究体制の充実に対する自主的・自律的な努力の必要性
- ③ 附属家畜病院の機能の充実
- ④ 大学間連携や人獣共通感染症の教育研究など教育研究環境の充実に向けた国の支援の充実

## 2 国立10獣医系大学の実施状況

### ① 大学間の連携協力による充実 →連携協力の更なる充実が必要

- (1) 大学間の教育課程連携：  
一部の大学(3大学)、一部の実習科目で実施  
・帯広畜産大学、鳥取大学が、農水省補助事業を受託して、産業動物獣医師修業実習(1週間以上)を実施し、他大学生を受入れ  
・北海道大学が、牧場実習で麻布大学等を受入
- (2) 大学間の施設等の共同利用：  
国立大学では、上記(1)の事例以外なし
- (参考) 学外他機関との連携：国立9大学で、農業共済組合、動物園、家畜保健衛生所等と連携

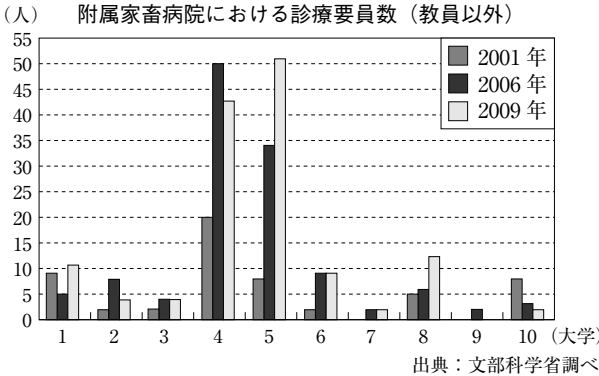
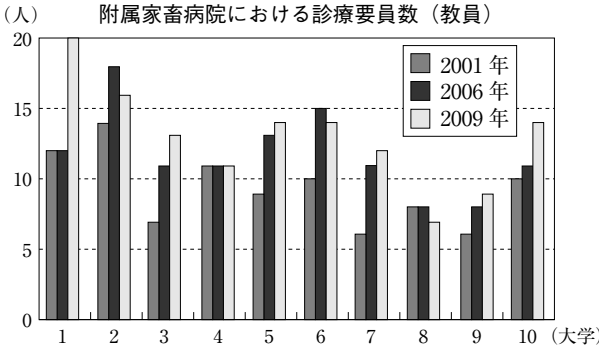
### ② 教育研究体制の充実に対する自主的・自律的な努力 →体制充実に向けて更なる取組が必要



- ・2001年(H13年)から増加…5大学
- ・2001年(H13年)と同人数…3大学
- ・2001年(H13年)から減少…2大学

### ③ 附属家畜病院の機能の充実 →教員体制の充実に向けて更なる取組が必要

- (1) 教員等の配置体制  
→2001年(H13年)から殆どの大学で増加(10大学中9大学)  
**【増要因】**  
・兼任教員数、有給獣医師(診療専従)、無給研修医、動物看護師の増  
**【課題】**  
・専任教員数は増加せず(1, 2名)、無給研修医の増
- (2) 施設設備の充実  
→2001年(H13年)から全ての大学で増加(10大学中10大学)  
**【配置された診療機器の例】**  
X線CT検査システム、超音波診断装置、動物用内視鏡システム等



### (3) 附属家畜病院に勤務する教員の勤務実態

| 【国立】 |    | 年間授業<br>担当単位数 | 附属家畜病院<br>への週当たり<br>出勤日数 | 附属家畜病院<br>への週当たり<br>診療時間数 |
|------|----|---------------|--------------------------|---------------------------|
| 教授   | 専任 | 12.17         | 4.29                     | 25.43                     |
|      | 兼任 | 14.12         | 3.05                     | 17.72                     |
| 准教授  | 専任 | 10.13         | 3.00                     | 30.00                     |
|      | 兼任 | 11.22         | 3.38                     | 19.00                     |
| 講師   | 専任 | —             | —                        | —                         |
|      | 兼任 | 10.44         | 3.00                     | 12.60                     |
| 助教   | 専任 | 3.42          | 4.33                     | 21.67                     |
|      | 兼任 | 4.74          | 3.82                     | 22.59                     |
| 助手   | 専任 | 0.00          | 5.00                     | 36.00                     |
|      | 兼任 | —             | —                        | —                         |
| 合計   | 専任 | 6.43          | 4.16                     | 22.62                     |
|      | 兼任 | 8.10          | 2.65                     | 14.38                     |
|      |    |               |                          |                           |
| 【私立】 |    |               |                          |                           |
| 教授   | 専任 | 4.26          | 4.80                     | 25.00                     |
|      | 兼任 | 14.16         | 2.06                     | 12.22                     |
| 准教授  | 専任 | 9.01          | 4.33                     | 21.42                     |
|      | 兼任 | 12.12         | 2.78                     | 17.44                     |
| 講師   | 専任 | 2.01          | 2.00                     | 12.25                     |
|      | 兼任 | 12.98         | 2.76                     | 16.67                     |
| 助教   | 専任 | 3.93          | 4.25                     | 30.00                     |
|      | 兼任 | 8.85          | 3.00                     | 15.44                     |
| 助手   | 専任 | 0.00          | 5.00                     | 37.50                     |
|      | 兼任 | 2.70          | 2.40                     | 19.20                     |
| 合計   | 専任 | 3.20          | 3.40                     | 21.03                     |
|      | 兼任 | 8.47          | 2.17                     | 13.50                     |

(参考) 教員の担当単位数：専任教員数 38.69人  
 担当単位数 1.76 (全国大学平均)  
 出典：文部科学省調べ

図4 「国立大学における獣医学教育に関する協議会」提言(平成16年)の実施状況 (協力者会議第8回資料5-1(平成22年3月31日)より抜粋)

る臨床実習の履修が中心であるのに対して、日本では卒業論文作成に時間がとられていて、臨床実習が不十分

- 日本の臨床教育は、海外と比べてコースの選択肢や臨床科の多様性に乏しい
  - 人獣共通感染症や食の安全が叫ばれる中、これらについて十分な獣医学教育がなされているのか
  - 大学の实習と地方自治体の検査のレベルに大きなギャップがある
  - 学生が公衆衛生に興味を持つような大学教育の改善が重要
  - 学外での教育病院の活用やインターンシップは学生の将来の産業動物への進路決定に大きな影響がある
- 教育内容に関する小委員会は、平成21年4月から検討を開始し、平成19年に策定された「標準的カリキュラム」を基に、各大学のシラバスの調査及び教育体制について、定量的な分析を行い、7月にその結果について報告を行った。その報告において、各大学の教育内容等について、多くの課題を指摘している。以下に主な指摘事項を列挙しておく。

（「獣医学教育の改善・充実について」参考資料「小委員会報告」を基に作成。詳細は当該資料及び協力者会議第7回配付資料を参照）

#### ①導入教育についての現状と課題

- ・獣医法規を除く導入教育（獣医学概論・獣医倫理）は教育内容・教育体制が不十分で、多くの大学で体系立った教育がされていない

#### ②基礎獣医学について

- ・動物行動学や免疫学等の比較的新しく必要となった科目は大学によって教育内容が不十分
- ・実習科目は講義科目と比較して内容が不十分であり、特に生化学実習、薬理学実習、実験動物学実習は大学によっては教育内容が不十分である

#### ③応用獣医学について

- ・比較的新しい科目（野生動物学、環境衛生学、獣疫学）は、大学によって教育内容が不十分
- ・公衆衛生関連科目は、教育内容の範囲が広いにもかかわらず教員数が少ない
- ・毒性学、人獣共通感染症学、食品衛生学、環境衛生学、獣疫学のそれぞれの分野における専門性を持った教員が必要
- ・応用分野の実習科目の教育内容の充実度は最も低い。寄生虫学実習以外の実習は、多くの大学で教育内容が不十分。公衆衛生等の社会的要求が高い分野の教育内容が問題
- ・公衆衛生学関連の実習で重要な実際の現場での見学が衛生上・管理上等の問題から困難となっており、実務教育として不十分である

#### ④臨床獣医学について

- ・臨床薬理学や動物行動治療学、臨床栄養学、産業動物臨床学、臨床病理学等の基礎分野で学んだ理論を実践につなげる科目は、多くの大学で教育内容が不十分
- ・産業動物臨床学では、群管理の教育ができていない大学とできていない大学に大きく分かかれ、また、多くの大学で牛以外の家畜が扱われていない
- ・眼科学や歯科・口腔外科学、臨床腫瘍学といった高度な技能の習得を目的とする科目は小規模大学の獣医師養成課程では教育内容が不十分
- ・放射線学実習はほとんどの大学で教育されていないため、獣医療法施行規則の一部改正に伴い今後必要となる核医学等がほとんど教育されていない

加えて、分野間、大学ごとの比較として、主に、以下の課題を指摘している。

#### ①分野間の比較

- ・講義科目については、基礎分野は比較的充実しているが、応用、臨床は教育内容が不十分な科目が散見され、導入分野は不十分な科目が多い
- ・実習科目については全分野を通じて講義科目よりも教育内容が不十分。特に応用分野でその傾向が顕著

#### ②大学ごとの比較

- ・規模タイプ1（専任教員45名～58名）の大学とタイプ2（専任教員24名～34名）の大学とを比較すると、タイプ1の大学の方が、全ての分野において教育内容・体制が充実。特に、導入教育、臨床分野の講義、応用分野の実習は差が大きい
- ・規模タイプ2の大学は、講義が1.42倍、実習が1.19倍の負担
- ・学生数と教員数の比が高い大学は、実習科目を複数回に分けて実施するなど教員にとって負担となっている

以上の分析結果を踏まえて、小委員会は、各大学の教育状況を分析するための基準とした教育内容は、我が国の全ての獣医系大学において共通的に最低限実施する必要があると考えられるものであり、各大学は課題の改善に取り組むと共に、大学の取り組みを促進するような国の支援策が求められるとしている。そして、今回の検討を踏まえ、大学・学協会が中心となって共通的な教育内容（コア・カリキュラム）を整理するとともに、獣医学分野の質の保証の在り方の具体的な検討を行うことを求めている。

また、小規模大学に多くの課題があること、一方で、国内では規模のある大学であっても、国際的な基準等を踏まえるとなお課題があることから、各大学において学内の関係学科や関係大学、学外の関係機関との連携により専門性を有する教育の協力を得るなど教育体制の充実



を図ることを求めている。

このような協力者会議での検討を通じて、文部科学省は、平成21年7月から平成23年3月まで、先導的学改革委託推進費により、大学による獣医学教育におけるモデル・コア・カリキュラムの策定の支援を行った（平成23年3月に策定）。

モデル・コア・カリキュラムは、教育内容のガイドラインとして、大学卒業時まで身に付ける必要な知識を精選し、共通の到達目標を明示したものと定義される。協力者会議では、このモデル・コア・カリキュラムについて、その活用方法を中心に、以下のような意見が委員から出されている。

- カリキュラムができれば、それに沿った教育をできる組織なのかを評価するシステムができるのではないか
- 医学・歯学・薬学においては、モデル・コア・カリキュラムに基づいて共用試験を実施している
- モデル・コア・カリキュラムを達成するための取り組みについてしっかり議論すべきではないか。専任教員の充実、共同学部の設置、大学間連携、再編統合など具体的な検討が必要

### (3) 協力者会議での主な議論②

#### —教育研究体制の充実—

小委員会の分析結果において、各大学は、明示された課題を克服し、充実した教育を実施するため、十分な教員数の確保や外部機関等との連携によって、教育研究体制の充実を図ることが必要と報告されている。

ことに、各大学の教員数の確保という論点に関しては、国立大学については、すでに過去数十年にわたって再編統合が検討されてきた。教育体制の充実を図るための手立てが、今回の協力者会議でも大きな課題となったところである。この点について委員からは以下のような指摘があった。

- 国立大学の教員1人当たりの学生数は諸外国と比べて遜色はないが、10大学に小分けされていることで教員の絶対数が不足。外科の研究室は2、3名体制がほとんどであり、総論から各論まで教育することができない
  - 今の教員数は国家試験レベルの教育をクリアーするだけの状態
  - 今の大学設置基準の教員数は現実から離れたものがあり、もう一度この数を検証することが必要
  - 最終目標は大学の再編ということしかない等の意見である。
- 他方で、以下のような指摘も出されている。
- 大学のエゴや地域の事情があり、思うように再編統合が進まないが、個々の大学の自助努力のみで改善

を行うことも無理

- 長年の議論の中で、現在10校ある国立大学を3校か4校に分ければ十分な教育を行う規模の教員数が確保でき、問題が解決すると言われるが、様々な障害がある。十分な教育の実現には、「基準の見直し」「外部評価の実施」「世論喚起」等が必要
- 今の大学のスタッフでは、統廃合したとしても教える内容が変わらないのではないか
- 教育内容、教育研究体制を充実するには、学内の関係学科、関係他大学あるいは関係機関との連携協力を促進し、専門性を有する教員を確保することが重要

このような検討のさなか、複数の大学の連名による共同学位を授与する仕組みである、教育課程の共同実施制度を活用した取り組みが、北海道大学・帯広大学、鹿児島大学・山口大学、岩手大学・東京農工大学のグループにおいて示されることとなった。

教育課程の共同実施制度は、これまで単独の大学としては対応できなかった教育機能の拡充や高度化を図ることをねらいとして、平成20年11月の大学設置基準の改正により創設された制度である。主に、①共同教育課程を実施する各大学に実施組織を設ける必要があること（共同学部、共同学科、専攻等）、②複数の大学で1つの学科・専攻のように活動すること、③学生はそれぞれの構成大学において当該共同教育課程の授業科目の履修により所定の単位数以上（学部の場合は31単位以上）を習得すること、④学生の入試、学生証、施設利用などに関わる事項は構成大学間で協議して決定すること等のルールを満たす必要があることとされている。

他の大学との連携による教育研究を実施する仕組みとしては、すでに「連合大学院制度」が存在しているが、こちらは、基幹大学の教育研究に、あくまで協力大学が協力するという仕組みであるのに対して、共同教育実施制度は、お互いの教育内容の共通性を担保しつつ、対等な関係で大学間連携を行うものであり、連携の態様をさらに一歩進めたものである。

上記3グループは、この制度を活用して、お互いの特色を発揮しつつ、教育の充実を図ろうとする取り組みである。ことに、鹿児島大学・山口大学は、より一層の教育研究体制の充実化を図る観点から、共同学科ではなく、「共同学部」の方向性を打ち出すこととなった。

- なお、この共同教育課程については、委員からは、
- 連合大学院の教訓を踏まえると、できれば一カ所に設けなければ十分な機能はしないのではないか
  - 学生や教員の移動、寮の用意など様々なことを検討する必要があるが、それで教育効率が上がるのか悩ましい問題
- 等の疑問が提示されたものの、協力者会議の検討が進

む中で、以下のような見解が示されるようになった。

○足かせになっている再編統合の部分だが、護送船団で一気にやろうとすれば難しかったが、モデル校をはじめプログラムは変わっている。コアカリと共用試験を含めて、すでに進行しているプログラムの現状を受けて、もう1回考えるべき。かつての再編統合の議論を繰り返す理由はない

○これからの議論は、如何にして共同学部を立ち上げていくか、それが駄目ならば統合というようなことも含めて議論すべき。それは護送船団でやるべきものではなく、できるところからやっていくべき。そうすることでむしろスピードを速めることになる

以上の議論を経て、最終的には、先行モデルとして、これらの取り組みをしっかりと進めていくことが重要との認識を共有するに至ったところである。

なお、3つの共同教育課程については、いずれも設置審の了解を経て、平成24年4月の開学に向けて準備中である。この取り組みにより、国立大学のうち、6校が3つの共同教育課程となり、教員数60～90人、学生数60～80人程度の学部・学科が誕生することとなり、より充実した教育体制を持ったグループが誕生することとなった。今後の動向に大きな注目と期待を集めるものといえよう。

この他、教育研究体制の充実にあたっては、以下のような外部機関との連携の重要性や施設整備の重要性に関する意見も出されている。

○家畜共済や保健所や研究機関等の外部専門機関との連携によって教育の充実を図ることも必要

○公衆衛生分野ではリスクの高い病原体を使うが大学には対応した設備がない

この点に関し、文部科学省では、平成22年補正予算において、各大学における産業動物臨床分野及び感染症対策分野の実習設備の整備を支援するとともに、平成23年度予算から、大学教育における産業動物臨床や感染症対策に関する実習を強化する観点から、大学と外部専門機関等との連携を強めるための実習システムづくりの支援を始めたところである。今後、これらの取り組みを活用して、各大学において実習環境等の充実が図られることが期待される。

#### (4) 協力者会議での主な議論③

##### —教育の質を保证する評価システムの構築—

充実した教育を実施するにあたっては、各大学に自律的な教育改善を促すためのメカニズム—質保証システムの構築が必要となる。

特に、外部評価の重要性は、以前から指摘されており、文部科学省では、平成15年度から、認証評価制度を導入し、専門職大学院において、分野別評価が取り組

まれている。

獣医学教育における第三者評価については、平成14年度より私立獣医科大学の連携により相互評価の仕組みを取り入れており、さらに、平成19年度には、日本獣医師会において、「外部評価の導入について」が提言されるなど、コミュニティにおいて、重要性が認識されている状況にあった。

協力者会議では、このような外部評価の導入に関して、

○教育の質保証の観点から、大学・関係学協会が中心となって共通的な教育内容を整理し、獣医学分野の質保証の在り方の具体的な検討を行うことが必要である

○日本はアジアの獣医学のリーダーシップを果たす義務があり、一日も早くアジアで通用するア krediteーションシステムを構築すべき

○外部評価基準は非常に重要。設置基準が改正できないならば、外部評価基準というものを作り、その外部基準に達しなかった大学は獣医学教育から退場してもらおうというような方法も考えなくてはいけないなど、導入について積極的な意見が示されたところである。また、その具体的な基準や運用等に関して、以下の指摘がなされている。

○分野別評価が、どの数値で基準を作るのか、分野別評価のペナルティーやインセンティブをどう与えるかを議論すべき

○モデルとなるカリキュラムができれば、それに沿った教育ができる組織なのかどうかを評価するシステムができるのではないかと

○アメリカではア krediteーションに通らない大学は獣医師の受験資格が認められず、ヨーロッパでは自国内でしか獣医師免許が通用せず、他のEU各国では通用しないというペナルティーが存在する

なお、協力者会議の報告書においては、モデル・コア・カリキュラムを「自己点検・評価や今後の分野別第三者評価において評価基準として活用されることを期待」するとしており、また、「大学・学協会が、モデル・コア・カリキュラムを踏まえて、今後、その実施に適切と考えられる教育研究体制や教育環境についてベンチマーク（基準）を策定し、各大学の教育研究体制や教育環境の整備・充実を促していくことが考えられる」としていることから、今後、モデル・コア・カリキュラムをベースとして、第三者評価の各種の評価基準が検討されることが想定されよう。

さらに報告書は、評価基準を検討するにあたって、「海外の獣医系大学の事例や我が国で特定分野に強みを持つ獣医系大学の事例を調査・分析しつつ、適切な専任教員や兼任教員、外部講師、附属家畜病院の診療スタッ

フなどの教育研究体制や、実習室や附属家畜病院等の施設・設備など、目指すべき教育研究体制や教育環境について検討」することが必要としている。この点に関して、現在、文部科学省では、海外の獣医系大学についての実態調査を実施している。

平成22年9月より平成24年3月にかけて北海道大学が実施。なお、現在報告書がHP上に公開されている。  
URL : <http://plaza.umin.ac.jp/~vetedu/files/2011report-vet-main.pdf>

今後、我が国の第三者評価システムの評価基準の在り方、運用の仕組みを検討していくにあたっては、モデル・コア・カリキュラムをベースとしながら、海外の大学教育の状況や北米やEUのアクレディテーションの状況などをより精緻に分析していくことも必要となろう。

## 5 獣医学教育改革の状況と今後の課題

以上、協力者会議報告書の概要、その背景にある大学改革の動向、協力者会議での議論等について説明を行った。

今回の報告書は、教育の質保証をテーマとして各取り組みを体系化したものであるが、これまで指摘されてきた課題に対応するため、各方面からすでに提言されてきたものを、いかに実行していくのか、という点からまとめられている。

先述したようにすでに、モデル・コア・カリキュラムは策定され、現在、具体的な導入に向けた各大学での検討が開始されている。また、教育研究体制の充実については、平成24年4月の開学に向けて、鹿児島大学・山口大学の共同獣医学部、岩手大学・東京農工大学の共同獣医学部、北海道大学・帯広畜産大学の共同獣医学課程の開設準備が進められている。

加えて、各大学の実習教育を充実するための外部機関との連携に向けて、各大学の努力はもとより、文部科学省においても予算事業を開始するなど、具体的な取り組みを進めている。特に、文部科学省では、教育内容の質・量の不足、教員の不足が指摘されている産業動物臨床や感染症対策を中心とする分野について、実習設備の整備を支援するとともに(平成22年度補正予算)、これらの分野の実習場所の確保を図るため、高度な外部専門機関との連携・協力による教育の展開を支援することとし、全国的な実習システムの構築を支援するための事業を、全国獣医学関係代表者協議会のバックアップのもと、平成23年9月より開始している(産業動物診療分野は岐阜大学、感染症等対策分野は東京大学が代表校)。また、総合臨床実習に入る学生を評価するための仕組みである共用試験については、全国協議会において、現在、その具体的な検討及び準備が進められている。さらに、分野別第三者評価についても、獣医師会において、

全国協議会からの依頼を受けて、現在評価の在り方や仕組み、評価基準等の原案について、具体の検討が開始されたところである。

このように、報告書での提言事項はすでに取り組みがかなり進んでいるものもあり、今後も引き続き、提言事項を着実に進めていくことが必要である。そのためにも、各大学・全国協議会の取り組みはもとより、獣医学会・獣医師会・関連する業界からの協力や、さらには、文部科学省において、これらの取り組みを支えていくことが必要となろう。

最後に、今後に向けた課題を4点ほど指摘して、本稿を閉じることにしたい。

まず1点目は、報告書でも指摘されていることであるが、提言事項の取り組みをしっかりと進めるための成果の定期的な検証である。文部科学省が中心となってフォローアップしていくことが必要となろう。

2点目は、大学における実習環境、附属家畜病院(動物病院)の充実・高度化である。先述したように、文部科学省において実習環境の整備のための設備支援を行うとともに、全国協議会の協力のもと、実習先の確保のための外部機関との連携について予算事業を進めているが、これらの取り組みをしっかりと実のあるものにする必要がある。また、病院の充実・高度化については、臨床系の教員の確保や、それを支える財政基盤の構築など、病院運営の好循環を目指していくことが必要である。

3点目は、大学院教育の在り方である。平成23年1月に、中央教育審議会は、グローバル化や知識基盤社会が進展する中、世界の多様な分野で大学院修了者が活躍することが我が国の成長と発展にとって不可欠との認識の下、大学院教育の飛躍的な充実を求める答申をまとめている。現在、中央教育審議会では、この答申を踏まえ、大学院教育の実質化に向けた教育改革の取り組みを進めているが、獣医学分野においても、今後、大学院教育の実質化に向けた検討が必要となろう。

最後は、獣医師養成の在り方である。公務員獣医師(公衆衛生等)や産業動物獣医師の不足が指摘されるなど、その養成・確保が論点となっている。また、平成19年以来、愛媛県から9回にわたって獣医学部新設の特区提案が提出されている。本件について、文部科学省では、入学定員の在り方について、①「全国的見地から、獣医師養成機能をもった大学全体の課題として対応することが適切」②「特区制度を活用して実現することは困難」としており、政府においては、平成23年10月28日の特区本部決定において「平成24年度中を目途に速やかに検討」としている。今後、各大学の教育状況や獣医師の状況を踏まえつつ、速やかな検討が必要となろう。